7)　地盤沈下

「埼玉県地盤沈下調査報告書（令和4年観測成果）令和5年12月 埼玉県」によると、令和4年には、上尾市で9地点、伊奈町では1地点で地盤沈下調査が行われている。その結果、上尾市では1地点で上昇、8地点で沈下が確認されており、伊奈町においては1地点で沈下が確認されている。

国では「工業用水法」（昭和31年　法律第146号）や「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年　法律第100号）により、地域を指定したうえで地盤沈下の防止を図っており、埼玉県においても「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、規制する地域を指定し、地下水採取を規制するなどしている。

対象事業実施区域は、図3.1.7-2に示すとおり埼玉県生活環境保全条例に基づく第一種指定地域に該当し、例外（家庭用や農業用の一部及び法令の規制対象等）を除いて地下水を利用する全ての用途が対象となり、許可や届け出が必要となる。

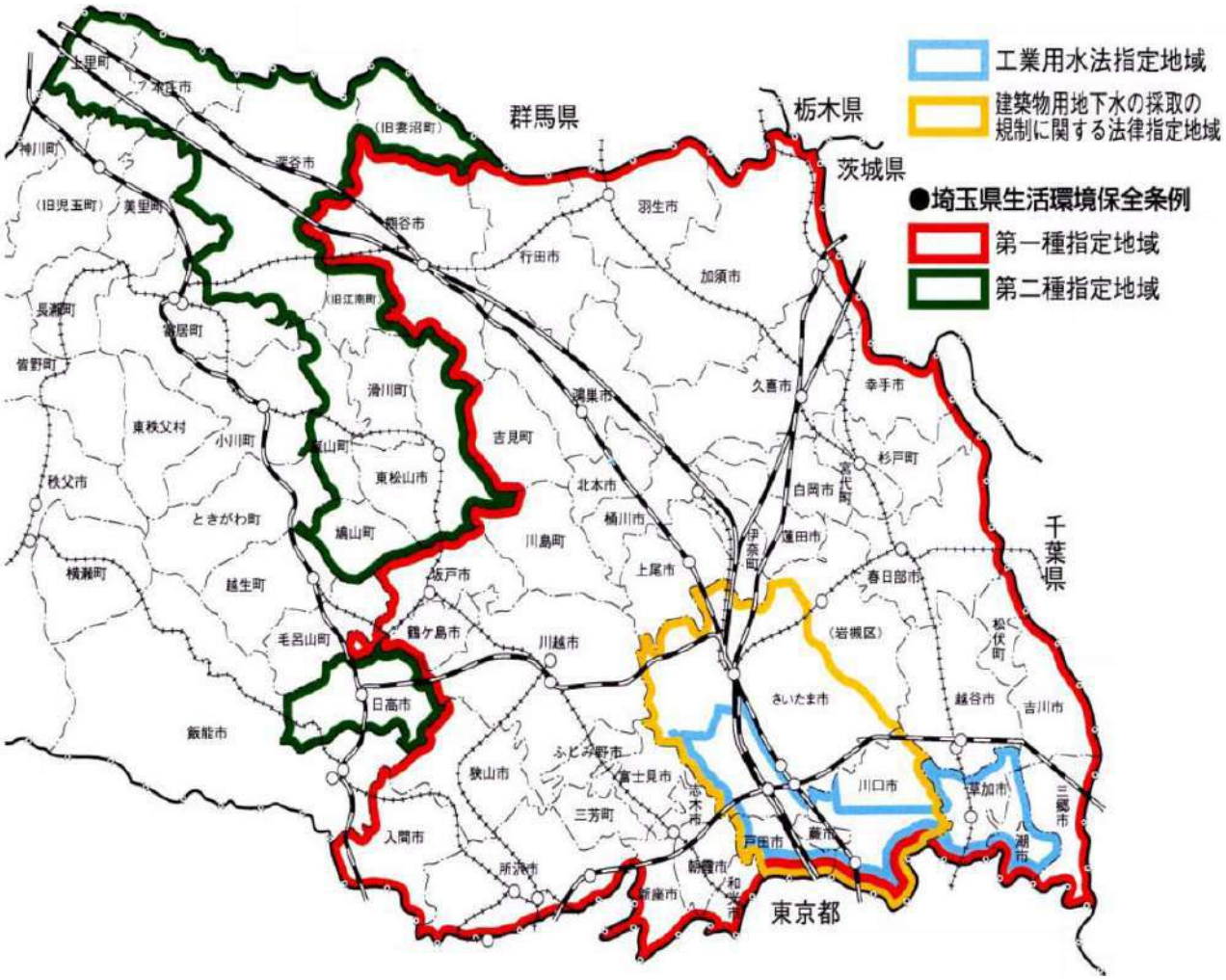

出典：「地下水採取の規制」（平成 31 年 2 月　埼玉県）

図 3.1.7-2　地下水採取規制地域図

8) 景観

景観については「景観法」(平成16年6月、法律第110号)、「埼玉県景観条例」(平成19年7月、埼玉県条例第46号)及び「埼玉県景観計画」(平成19年8月、埼玉県)等により規制されている。

景観法では、景観計画の区域について景観計画を定めることができることとなっており、上尾市、伊奈町の景観計画については埼玉県が策定している。

景観計画の中では、景観計画の区域が定められており、対象事業実施区域は一般課題対応区域の田園区域に該当している。

一般課題対応区域では建築物の建築等に対して、高さが15メートルを超えるなどの大規模な建築物及び工作物を届出の対象としており、「景観形成基準にしたがい良好な景観形成を誘導するとともに外観の色彩等について必要がある場合は、勧告、公表及び変更命令等を行う。」等、規制誘導している。

また、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」(昭和54年　条例第10号)では、「ふるさとの緑の景観地」を指定するとともに、保全計画を策定することとなっているが、対象事業実施区域周辺にふるさとの緑の景観地は指定されていない。

9) 廃棄物

埼玉県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月、法律第137号)及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画(埼玉県食品ロス削減推進計画)」(令和3年3月、埼玉県)を策定し、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現を目指している。

また、「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画」(上尾市・伊奈町　令和4年3月)では、ごみ処理の広域化に係る基本的事項を明確にする中で、基本方針として、以下の3つを掲げている。

- 広域的・長期的な視点で考える３Ｒの推進
- 地球温暖化対策推進への貢献及び周辺環境の保全
- 住民・事業者・行政がともに進める持続可能な社会

10) 地球温暖化

埼玉県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年　法律第117号)及び「環境基本計画」(令和4年4月　埼玉県)に基づき、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版」(R5.3　埼玉県)を作成している。

この中で埼玉県の目指すべき将来像として、「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を掲げ、温室効果ガスの排出削減目標を「令和12年度(2030年度)における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比46%削減する。」としている。

11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月、法律第88号)に基づく鳥獣保護区等の指定状況は、図3.1.7-1に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、指定猟具使用禁止区域(銃)に指定されている。

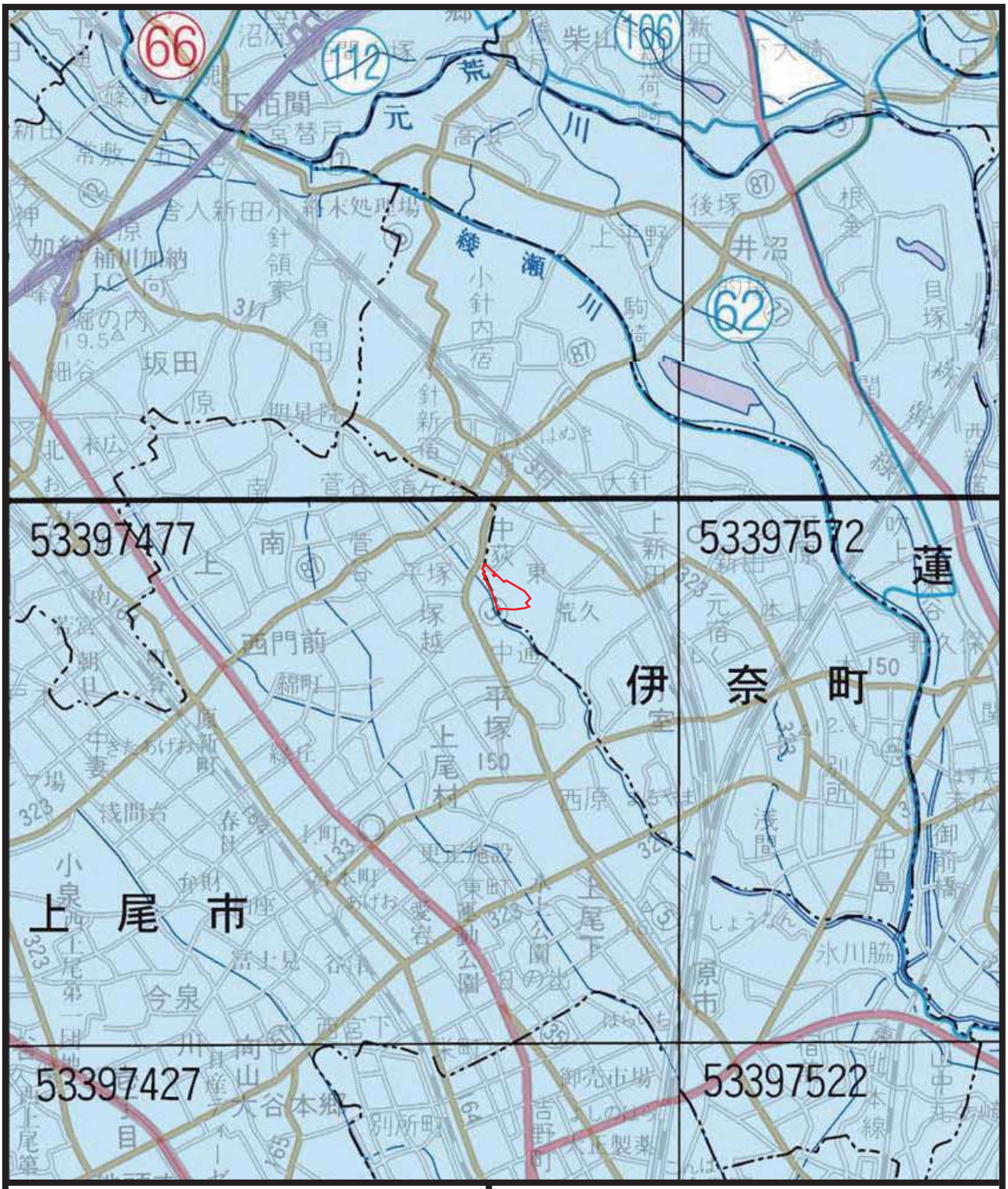

凡例

：対象事業実施区域

国指定鳥獣保護区

県指定鳥獣保護区

特別保護地区

特定猟具使用禁止区域(銃)

指定猟法禁止区域
(銃猟禁止区域)

国有林
(埼玉森林管理事務所所管)

環境管理事務所

出典：「令和5年度鳥獣保護区等位置図」（埼玉県）

N

S＝1:50,000

0 500 1000 2000m

図3.1.7-1　鳥獣保護区等

12） 文化財

対象事業実施区域では、集落跡や貝塚が確認された周知の埋蔵文化財包蔵地が位置している。

文化財保護法では，周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には，都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等（文化財保護法93・94条）を，また新たに遺跡を発見した場合にも届出等を行う必要がある（同法96・97条）。

13） 土地利用

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）は、国土利用の構想を示す国土利用計画及び土地利用基本計画、土地の投機的な取引の規制、遊休土地に関する措置などについて定めており、これらに基づいて、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。

また、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づき都道府県が指定した地域を「農業振興地域」として農業のために利用する土地と位置付けられている。上尾市及び伊奈町は市街化調整区域の一部が農業振興地域として指定されており、対象事業実施区域及びその周囲は、農業振興地域に該当する。

11） 自然環境関連法令等

対象事業実施区域及びその周辺地域における自然環境関連等に係る法令等による指定状況を整理したものを表3.1.7-26に示す。

表3.1.7-26　自然環境関連法令等に基づく指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業実施区域	調査地域
自然環境関連	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）	生息地等保護区	×	×
	自然公園法	国立公園、国定公園	×	×
	埼玉県立自然公園条例	県立自然公園	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特定猟具使用禁止区域（銃）	○	○
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	埼玉県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	×
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	○	○
土地利用関連等	国土利用計画法	農業地域	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域（農用地区域）	○	○
	都市緑地法	緑地保全地域、緑化地域	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	×	×
	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区	×	×
	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさとの緑の景観地	×	×
	都市計画法	都市計画区域（風致地区）	×	×
	埼玉県景観条例	景観計画区域	○	○
	森林法	保安林	×	×
	河川法	河川保全区域	×	×
	砂防法	砂防指定地	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	×
	工業用水法	指定地域	×	×
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域	×	×
	埼玉県生活環境保全条例	地下水の採取を規制する地域	○	○

2　自然的状況

2.1　気象、大気質、騒音、振動、悪臭等の状況

1)　気象

対象事業実施区域の最寄りの気象観測地点として、上尾市消防本部東消防署が約 1.3 ㎞の距離にあり、また、アメダスさいたまが約 13.4 ㎞の距離にある（図 3.2.1-1 参照）。

なお、上尾市消防本部東消防署では、気温、湿度、降水量、風向・風速及び気圧を観測し、アメダスさいたまでは気温、湿度、降水量、風向・風速、日照時間及び降雪深さを観測している。

(1)　気温

過去 5 年間の気温の状況は表 3.2.1-1 に示すとおりであり、年間の平均気温で見ると、上尾市消防本部東消防署で 16.0～17.2℃、アメダスさいたまで 14.9～17.1℃となっており、令和 5 年が最も高く、他の年よりも 1.0℃以上高くなっている。

表 3.2.1-1 (1/2)　気温の状況（上尾市消防本部東消防署）

単位：℃

区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2019年(R元年)	平均	4.7	6.2	9.8	13.4	20.3	22.0	24.5	28.7	25.0	19.3	12.5	7.5	16.2
	最高	15.2	18.5	21.7	26.8	35.6	33.2	36.4	38.2	36.6	31.4	25.0	18.4	38.2
	最低	-2.7	-2.3	0.1	1.3	6.7	14.9	17.9	20.0	18.0	10.2	1.0	0.6	-2.7
2020年(R2年)	平均	6.5	7.4	10.2	12.5	19.6	23.6	24.1	29.7	24.3	17.3	12.9	6.7	16.2
	最高	18.4	18.9	24.1	25.3	30.8	34.2	33.4	39.8	36.3	27.8	25.0	16.9	39.8
	最低	-0.3	-3.8	0.3	5.1	9.8	17.7	17.2	21.7	14.5	7.9	2.9	-1.8	-3.8
2021年(R3年)	平均	4.3	7.2	11.9	14.8	19.5	23.0	26.3	27.6	22.2	17.8	12.7	6.8	16.2
	最高	17.0	22.1	24.6	26.0	30.0	33.1	36.9	36.9	32.3	31.0	22.8	19.2	36.9
	最低	-5.2	-2.5	1.0	5.4	10.5	15.6	18.6	17.9	16.0	7.3	1.1	-4.0	-5.2
2022年(R4年)	平均	4.1	4.4	10.3	15.2	18.8	23.4	27.9	27.5	24.1	16.7	13.4	6.4	16.0
	最高	14.2	16.2	24.9	29.2	32.5	39.6	40.2	39.8	32.9	30.5	23.4	17.3	40.2
	最低	-4.3	-3.8	-0.2	2.7	8.4	14.0	21.6	18.8	16.1	6.4	5.7	-3.0	-4.3
2023年(R5年)	平均	4.8	6.2	12.3	15.9	19.1	23.4	29.1	29.6	26.8	18.2	13.2	8.2	17.2
	最高	13.9	19.4	23.3	29.4	34.5	34.6	39.0	37.1	35.7	27.8	26.0	20.2	39.0
	最低	-4.2	-2.5	2.0	5.0	9.5	14.4	21.7	24.0	17.0	9.9	3.0	-2.2	-4.2

出典：各年気象年報（上尾市消防本部）

表 3.2.1-1 (2/2)　気温の状況（アメダスさいたま）

単位：℃

区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2019年(R元年)	平均	4.1	6.2	9.7	13.3	20.0	21.9	24.5	28.5	25.0	19.3	12.4	7.4	16.0
	最高	10.2	11.2	14.6	18.8	25.4	26.2	28.2	33.2	29.8	23.1	17.3	11.9	33.2
	最低	-2.0	1.1	4.7	7.7	14.3	18.3	21.6	25.1	21.1	15.7	7.9	3.2	-2.0
2020年(R2年)	平均	6.3	7.2	10.1	12.5	19.5	23.6	24.3	29.4	24.3	17.4)	12.8	6.3	16.1
	最高	10.7	12.4	15.5	17.6	24.4	27.8	27.6	34.9	28.2	27.0)	18.1	12.1	34.9
	最低	1.9	2.1	4.8	7.3	14.9	19.9	21.7	25.0	21.0	8.1)	7.6	0.6	0.6
2021年(R3年)	平均	4.0	6.9	11.9	14.6	19.4	22.9	26.2	27.6)	22.2	17.6	12.3	6.4	16.0
	最高	9.7	13.4	17.3	20.0	24.2	27.5	30.7	37.0)	26.0	22.4	18.2	12.0	37.0
	最低	-1.6	0.4	6.8	9.2	14.8	19.1	22.8	18.5)	18.7	13.4	6.8	1.4	-1.6
2022年(R4年)	平均	3.7	4.1	10.2	15.0	18.6	23.2	27.6	27.5	24.3	16.5	13.2	5.9	15.8
	最高	9.1	9.8	16.2	20.2	23.6	28.0	32.3	32.2	28.6	21.1	18.8	11.9	32.3
	最低	-1.7	-1.4	4.7	10.2	14.0	19.2	24.1	23.9	20.9	12.4	8.1	0.4	-1.7
2023年(R5年)	平均	4.4	6.2	12.3	15.8	19.0	23.3	29.0	29.5	26.8	18.0	13.0	7.7	17.1
	最高	10.0	11.8	17.6	21.4	24.4	28.0	34.8	34.4	31.7	23.5	18.8	13.8	34.8
	最低	-1.0	0.8	6.7	10.0	13.8	19.5	24.2	25.8	23.1	13.0	7.7	2.0	-1.0

注：表中の“) ”は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値と同等に扱うことを示す。

出典：気象庁ホームページ（アメダス　さいたま）

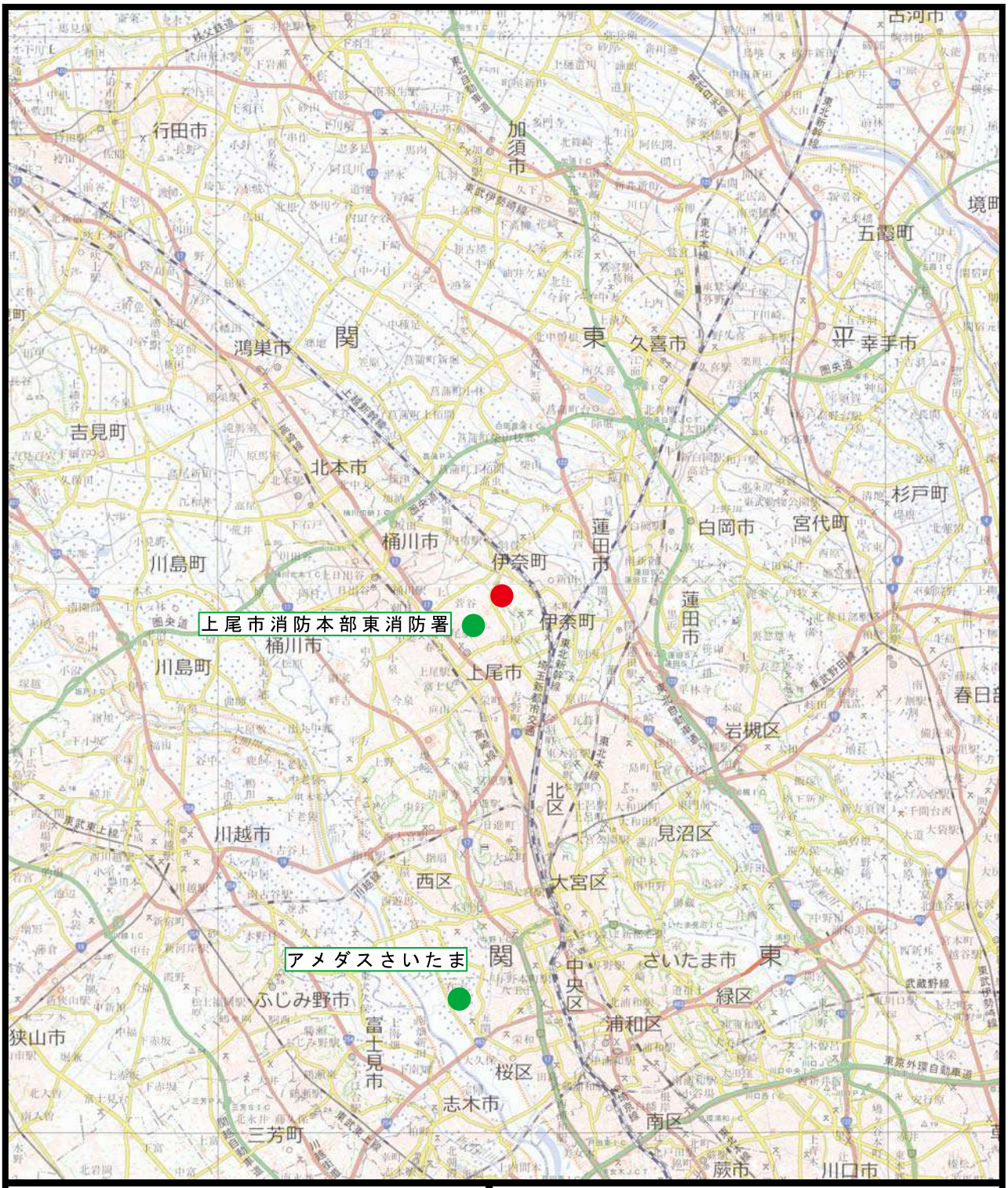

図3.2.1-1 気象観測所の位置

この地図は、国土地理院発行の電子地図20万分の1を使用したものである。

(2) 降水量

過去 5 年間の降水量の状況は表 3.2.1-2 及び図 3.2.1-2 に示すとおりであり、年間降雨量は、上尾市消防本部東消防署で 932.5～1392.5 ㎜、アメダスさいたまで 996.0～1573.5 ㎜となっている。

表 3.2.1-2（1/2）　降水量の状況（上尾市消防本部東消防署）

単位：㎜

月／年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2019年（R元年）	8.0	17.5	77.5	53.0	110.5	200.5	129.0	176.0	153.0	357.0	85.5	25.0	1392.5
2020年（R2年）	72.5	8.0	65.0	157.0	85.5	198.0	238.5	63.0	142.5	108.0	4.0	0.5	1142.5
2021年（R3年）	19.0	22.0	75.0	26.5	53.5	144.5	210.0	193.0	105.5	99.5	51.5	80.5	1080.5
2022年（R4年）	5.5	31.5	64.0	115.5	78.5	74.0	159.5	80.5	218.0	78.0	33.5	29.5	968.0
2023年（R5年）	2.0	19.5	73.0	44.5	145.0	243.0	11.0	143.0	125.5	81.0	40.5	4.5	932.5

出典：各年気象年報（上尾市消防本部）

表 3.2.1-2（2/2）　降水量の状況（アメダスさいたま）

単位：㎜

月／年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2019年（R元年）	10.5	35.5	101.5	68.0	91.5	217.0	168.0	106.0	151.0	499.0	91.0	34.5	1573.5
2020年（R2年）	90.5	8.5	82.0	192.5	92.5	184.5	236.0	58.5	164.5	153.0)	9.5	2.0	1274.0
2021年（R3年）	37.0	52.0	131.5	73.0	79.5	148.0	271.5	243.0)	165.5	129.5	68.0	102.0	1500.5
2022年（R4年）	13.5	49.0	84.5	171.0	130.5	56.5	154.5	88.0	231.0	108.0	43.5	40.5	1170.5
2023年（R5年）	7.0	30.0	88.0	43.5	111.5	319.5	12.5	112.0	137.5	76.0	49.0	9.5	996.0

注：表中の“ ）”は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値と同等に扱うことを示す。

出典：気象庁ホームページ（アメダス　さいたま）

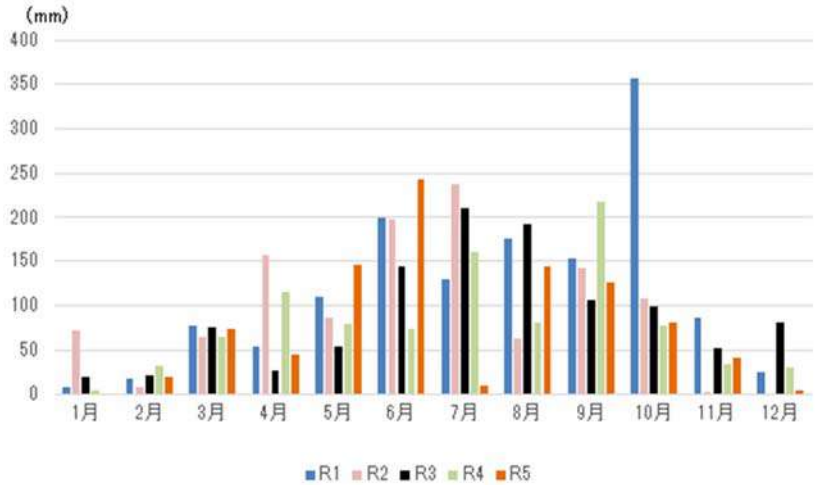

図 3.2.1-2（1/2）　降水量の状況（上尾市消防本部東消防署）

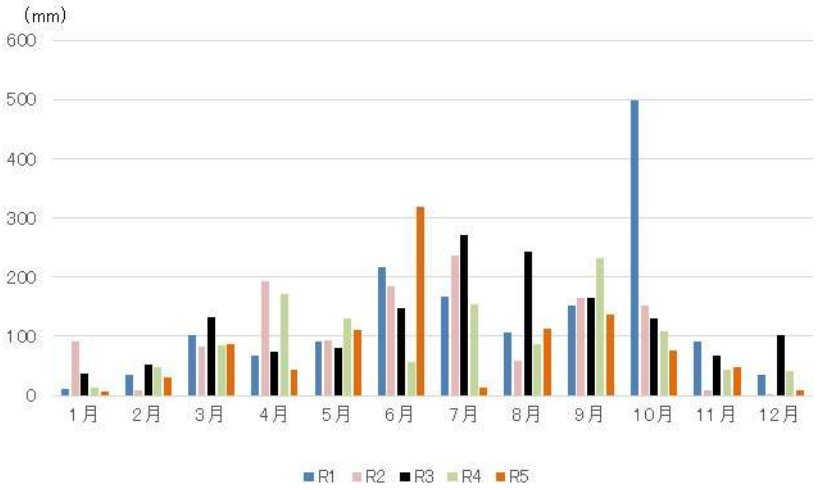

図 3.2.1-2（2/2）　降水量の状況（アメダスさいたま）

(3)　風向・風速

過去 5 年間の風向風速の状況は表 3.2.1-3 及び図 3.2.1-3 に示すとおりであり、過去 5 年間の年間平均風速は上尾市消防本部東消防署では 1.9～2.1m/s、アメダスさいたまでは 2.2～2.4m/s となっている。

また、風向の出現頻度を見ると、いずれの観測地点においても各年ともに春から夏にかけては南寄りの風が卓越し、その他の季節では北寄りの風が卓越している。

また、令和 5 年の風配図をみると、上尾市消防本部東消防署では北北西と南の風がほぼ同じ割合（16.6%、16.7%）で卓越しており、アメダスさいたまでは北北西（17.0%）の風が卓越している。

表 3.2.1-3（1/2）　風向風速の状況（上尾市消防本部東消防署）

単位：m/s

区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均値
2019年	風速	2.6	2.4	2.4	2.6	2.4	2.1	1.6	1.9	1.7	2.0	1.7	1.8	2.1
(R元年)	風向	北北西	北北西	北北西	北北西	南	南	南	南	北	北	北北西	北北西	北北西
2020年	風速	2.0	2.3	2.5	2.7	2.1	2.0	1.6	1.9	1.9	1.6	1.7	1.5	2.0
(R2年)	風向	北北西	北北西	北北西	北北西	南	南	南	南	東北東	北北西	北北西	北北西	北北西
2021年	風速	1.7	2.6	2.6	2.4	2.1	1.9	1.6	2.1	1.5	1.7	1.4	2.2	2.0
(R3年)	風向	北北西	北北西	北北西	北北西	南	南	南	東南東	北	北北西	北北西	北北西	北北西
2022年	風速	2.5	2.3	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.8	1.4	1.5	1.6	1.9
(R4年)	風向	北北西	北北西	北北西	南	南	南	南	南	東	北北西	北北西	北北西	北北西
2023年	風速	2.1	2.5	1.9	2.7	2.3	1.8	1.9	2.3	1.8	1.8	1.8	1.6	2.0
(R5年)	風向	北北西	北北西	南	南	南	南	南	南	南	北北西	北北西	北北西	南

出典：各年気象年報（上尾市消防本部）

表 3.2.1-3（2/2）　風向風速の状況（アメダスさいたま）

単位：m/s

区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均値
2019年	風速	2.8	2.7	2.7	2.8	2.5	2.3	1.9	2.1	2.2	2.4	2.1	2.1	2.4
(R元年)	風向	北北西	北北西	北北西	北北西	南	南	東	南	北西	北北西	北北西	北北西	北北西
2020年	風速	2.3	2.5	2.8	2.9	2.3	2.2	2.0	2.1	2.2	2.1)	2.1	1.8	2.4
(R2年)	風向	北北西	北北西	北西	北北西	南南東	南南東	南	南	北西	北北西)	北北西	北北西	北北西
2021年	風速	2.0	2.7	2.8	2.7	2.3	2.0	1.8	2.2)	1.9	2.2	1.8	2.4	2.2
(R3年)	風向	北北西	北北西	北西	北北西	南	南南東	東	南)	北北西	北北西	北北西	北北西	北北西
2022年	風速	2.7	2.6	2.5	2.4	2.2	2.1	2.2	2.3	2.3	1.9	1.9	1.8	2.2
(R4年)	風向	北北西	北北西	北北西	北北西	北北西	南南東	南	南	東	北北西	北北西	北北西	北北西
2023年	風速	2.4	2.9	2.3	3.0	2.5	2.0	2.1	2.4	2.1	2.1	2.1	1.8	2.3
(R5年)	風向	北北西	北北西	北北西	南	南	南	南	南	南	北北西	北北西	北北西	北北西

注：表中の“ ）”は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値と同等に扱うことを示す。

出典：気象庁ホームページ（アメダス　さいたま）

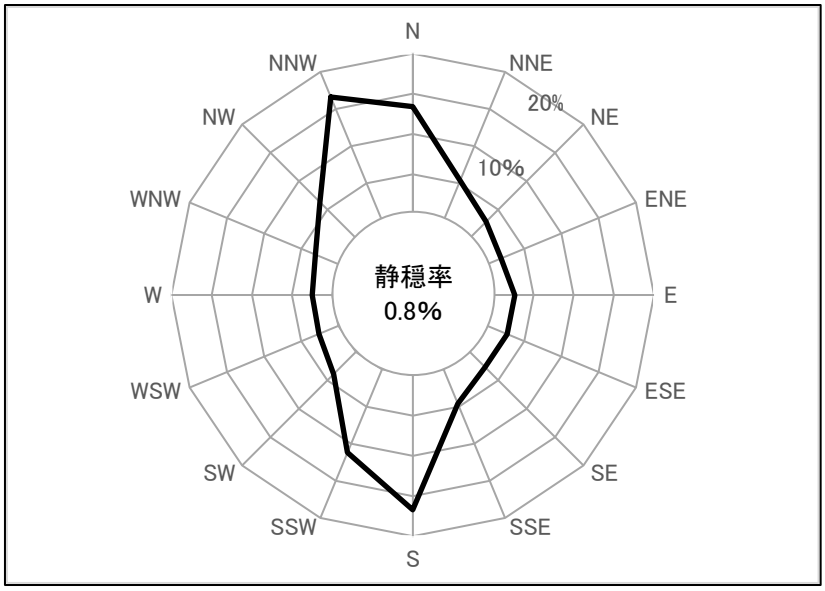

注：風速 0.3m/s 未満を静穏として集計した。

図 3.2.1-3（1/2）　風配図（令和 5 年）（上尾市消防本部東消防署）

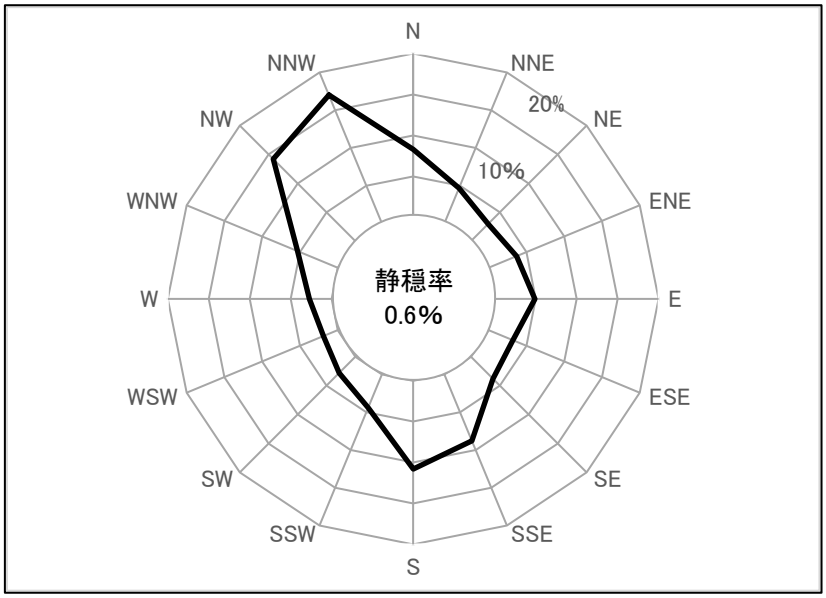

注：風速 0.3m/s 未満を静穏として集計した。

図 3.2.1-3（2/2）　風配図（令和 5 年）（アメダスさいたま）

2) 大気質

(1) 大気測定局の状況

対象事業実施区域に近い一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）として、上尾局、さいたま市宮原局及び蓮田局があり、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）としてさいたま市西原自排局及び川島自排局があげられる。

なお、上述の一般局では二酸化硫黄及びダイオキシン類の測定を行っていないことから、その他の対象事業実施区域の最寄りの測定局でダイオキシン類の測定を行っている地点として、さいたま市役所局、さいたま市大宮局、鴻巣局、久喜局及び川越市川越局がある。

各測定局における測定項目等を表 3.2.1-4 に、各測定局の位置を図 3.2.1-4 に示す。

表 3.2.1-4　各測定局における測定項目等

区分			測定項目									対象事業実施区域からの距離
			二酸化窒素 NO_2	二酸化硫黄 SO2	浮遊粒子状物質 SPM	微小粒子状物質 PM2.5	非ﾒﾀﾝ炭化水素 NMHC	水銀 Hg	ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 DXNs	光化学ｵｷｼﾀﾞﾝﾄ Ox	一酸化炭素 CO	
一般局	①	上尾局	○	×	○	○	×	×	×	○	×	南西に約 4.0 km
	②	蓮田局	○	×	○	○	×	×	×	○	×	南東に約 5.0 km
	③	さいたま市宮原局	○	×	○	○	○	○	×	○	×	南に約 5.3 km
	④	久喜局	○	×	○	○	×	×	○	○	×	北東に約 9.2 km
	⑤	鴻巣局	○	○	○	○	○	×	○	○	×	北西に約 10.6 km
	⑥	さいたま市役所局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	南南東に約 15.6 km
	⑦	さいたま市大宮局	○	○	○	○	×	○	○	○	×	南南東に約 10.3 km
	⑧	川越市川越局	○	○	○	○	○	○	○	○	×	西南西に約 13.1 km
自排局	⑨	さいたま市西原自排局	○	×	×	×	×	×	×	○	×	南東に約 8.2 km
	⑩	川島自排局	○	×	×	○	○	×	×	○	×	西に約 13.0 km

注：表中の①～⑩は、図 3.2.1-4 中の位置を示す。

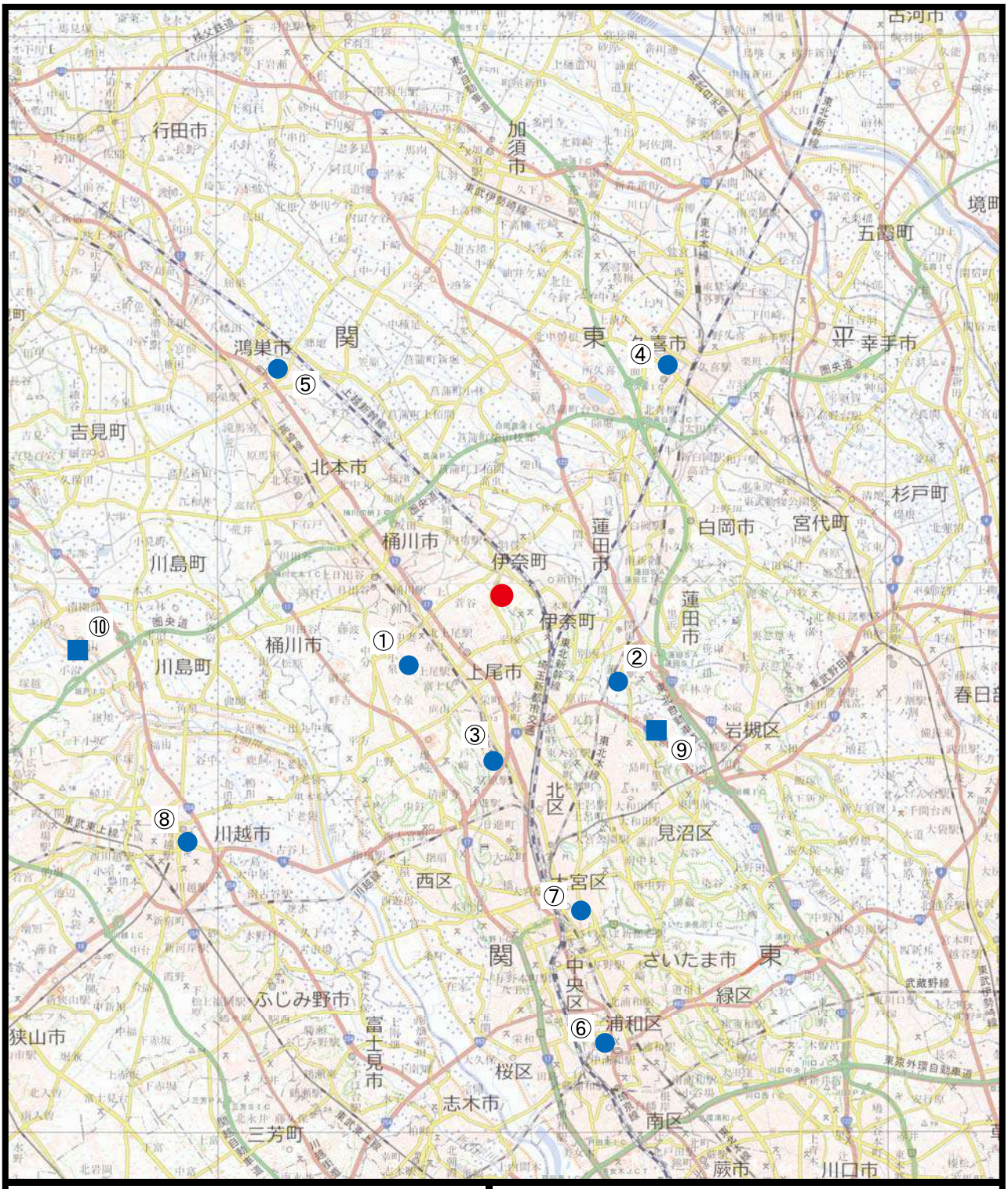

凡例

- ●：対象事業実施区域
- ●：一般環境大気測定局
- ■：自動車排出ガス測定局

N

S＝1:200,000

0　2　5　10km

図3.2.1-4 大気測定局の位置

この地図は、国土地理院発行の電子地図20万分の1を使用したものである。

(2) 大気質の状況（一般局）

一般局における大気質の測定結果は、表 3.2.1-5 に示すとおりである。

二酸化窒素（NO_2）、二酸化硫黄（SO_2）、微小粒子状物質（PM2.5）及びダイオキシン類については、いずれの測定局においても環境基準を達成していた。また、浮遊粒子状物質（SPM）について、長期的評価ではいずれの測定局においても環境基準を達成していたが、短期的評価では上尾局でこれを達成していなかった。水銀については、すべての測定局において指針値を満足している状況であった。

また、非メタン炭化水素（NMHC）については、鴻巣局は指針値を満足しているが、その他の測定局で指針値を満足していない状況であった。

表 3.2.1-5(1/7)　二酸化窒素（令和 4 年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準 達成:○ 非達成:×
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	
上尾	364	8,630	0.009	0.052	0	0.0	0	0.0	0.023	0	○
蓮田	364	8,636	0.010	0.057	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○
さいたま市宮原	365	8,683	0.011	0.056	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○
久喜	338	8,041	0.009	0.053	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○
鴻巣	363	8,623	0.009	0.049	0	0.0	0	0.0	0.021	0	○
さいたま市役所	364	8,685	0.011	0.064	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
さいたま市大宮	365	8,685	0.010	0.063	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
川越市川越	363	8,677	0.010	0.055	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○

注：環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。
環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
評　　価：1時間値の1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-5(2/7)　二酸化硫黄（令和 4 年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間	日平均値が0.04ppmを超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準 長期的評価	環境基準 短期的評価
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(ppm)	(有・無)	(日)	達成：○ 非達成：×	
鴻巣	362	8,615	0.001	0	0	0.004	0.001	無	0	○	○
さいたま市役所	364	8,682	0.002	0	0	0.009	0.002	無	0	○	○
さいたま市大宮	364	8,678	0.001未満	0	0	0.009	0.001	無	0	○	○
川越市川越	363	8,676	0.001	0	0	0.007	0.002	無	0	○	○

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。
環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
長期的評価：1時間値の1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、１日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないことを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」
短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-5(3/7)　浮遊粒子状物質（令和 4 年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	環境基準	
												長期的評価	短期的評価
												達成：○ 非達成：×	
	（日）	（時間）	（mg/m³）	（時間）	（%）	（日）	（%）	（mg/m³）	（mg/m³）	（有・無）	（日）		
上尾	357	8,567	0.013	1	0.0	0	0.0	0.346	0.031	無	0	○	×
蓮田	353	8,473	0.016	0	0.0	0	0.0	0.110	0.034	無	0	○	○
さいたま市宮原	361	8,702	0.014	0	0.0	0	0.0	0.147	0.033	無	0	○	○
久喜	320	7,709	0.014	0	0.0	0	0.0	0.116	0.031	無	0	○	○
鴻巣	354	8,492	0.013	0	0.0	0	0.0	0.066	0.029	無	0	○	○
さいたま市役所	344	8,405	0.014	0	0.0	0	0.0	0.100	0.029	無	0	○	○
さいたま市大宮	363	8,714	0.013	0	0.0	0	0.0	0.095	0.029	無	0	○	○
川越市川越	361	8,689	0.013	0	0.0	0	0.0	0.055	0.027	無	0	○	○

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。
環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下であること。
長期的評価：「1時間値の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1日平均値が0.10mg/m3を超える日が2日以上連続しないこと」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。
短期的評価：「1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-5(4/7)　微小粒子状物質（令和 4 年度）

測定局名	有効測定日数	日平均値の年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		環境基準	
						長期基準	短期基準
						達成：○ 非達成：×	
	（日）	（μg/m³）	（μg/m³）	（日）	（%）		
上尾	357	10.5	21.3	0	0.0	○	○
蓮田	353	11.6	23.1	0	0.0	○	○
さいたま市宮原	347	9.5	22.1	1	0.3	○	○
久喜	321	9.6	20.8	0	0.0	○	○
鴻巣	354	9.8	20.6	0	0.0	○	○
さいたま市役所	344	10.0	19.7	0	0.0	○	○
さいたま市大宮	345	8.4	19.0	0	0.0	○	○
川越市川越	353	8.5	18.5	0	0.0	○	○

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。
環境基準：1年平均値が15μg/m3以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m3以下であること。
長期的評価：1年平均値が15μg/m3以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。ただし、1日のうち有効測定時間が20時間以上ある日が250日以上ある場合のみを評価対象とする。
短期的評価：1時間の1日平均値の98%値が35μg/m3以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-5(5/7)　非メタン炭化水素（令和４年度）

測定局名	測定時間数	年平均値	6～9時の測定日数	6～9時における年平均値	6～9時の3時間平均値の最高値	6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		指針との比較
										達成:○ 非達成:×
	(時間)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	
さいたま市宮原	8,688	0.12	365	0.13	0.66	60	16.4	11	3.0	×
鴻巣	8,632	0.10	365	0.10	0.30	18	4.9	0	0.0	○
さいたま市役所	8,681	0.15	365	0.16	0.73	81	22.2	17	4.7	×
川越市川越	8,664	0.14	365	0.15	0.49	68	18.6	18	4.9	×

注：指針値は以下のとおりである。
　指針値：午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-5(6/7)　ダイオキシン類（令和４年度）

単位：pg－TEQ/m³

測定局名	第１回	第２回	第３回	第４回	平均値
久喜	0.015	0.010	0.012	0.048	0.021
鴻巣	－	0.017	－	0.031	0.024
さいたま市役所	0.009	0.013	0.008	0.026	0.014
さいたま市大宮	0.007	0.010	0.009	0.026	0.013
川越市川越	0.011	0.011	0.015	0.029	0.017

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。
　環境基準：1年平均値が0.6 pg-TEQ/m3以下であること。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和5年8月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-5(7/7)　水銀及びその化合物（令和４年度）

単位：μg Hg/m³

測定局名	平均値	指針値
さいたま市役所	0.0018	0.04
川越市川越	0.0016	

出典：「令和４年度　有害大気汚染物質等常時監視の結果」（令和５年８月、埼玉県環境部）

(3) 大気質の状況（自排局）

自排局における二酸化窒素（NO_2）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）及び非メタン炭化水素（NMHC）の測定結果は、表 3.2.1-6 に示すとおりである。

NO_2、SPM 及び PM2.5 については、いずれの測定局においても環境基準を達成しており、非メタン炭化水素については、指針値を満足できていない状況であった。

表 3.2.1-6(1/4)　二酸化窒素（令和 4 年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準
											達成:○ 非達成:×
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	
さいたま市西原	362	8,661	0.015	0.066	0	0.0	1	0.3	0.032	0	○
川島	365	8,648	0.012	0.051	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○

注：環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。
環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
評　　価：1時間値の1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-6(2/4)　浮遊粒子状物質（令和 4 年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	環境基準	
												長期的評価	短期的評価
												達成：○ 非達成：×	
	(日)	(時間)	(mg/m³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m³)	(mg/m³)	(有・無)	(日)		
さいたま市西原	364	8,731	0.015	0	0.0	0	0.0	0.081	0.031	無	0	○	○
川島	354	8,497	0.016	0	0.0	0	0.0	0.072	0.033	無	0	○	○

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。
環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下であること。
長期的評価：「1時間値の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1日平均値が0.10mg/m3を超える日が2日以上連続しないこと」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。
短期的評価：「1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-6(3/4)　微小粒子状物質（令和 4 年度）

測定局名	有効測定日数	日平均値の年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		環境基準	
						長期基準	短期基準
						達成：○ 非達成：×	
	(日)	(μg/m³)	(μg/m³)	(日)	(%)		
川島	354	11.1	22.5	0	0.0	○	○

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。
環境基準：1年平均値が15μg/m3以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m3以下であること。
長期的評価：1年平均値が15μg/m3以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。ただし、1日のうち有効測定時間が20時間以上ある日が250日以上ある場合のみを評価対象とする。
短期的評価：1時間の1日平均値の98%値が35μg/m3以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-6(4/4)　非メタン炭化水素（令和 4 年度）

測定局名	測定時間数	年平均値	6～9時の測定日数	6～9時における年平均値	6～9時の3時間平均値の最高値	6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		指針との比較
										達成:○非達成:×
	(時間)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	
川島	8,639	0.09	365	0.10	0.49	21	5.8	3	0.8	×

注：指針値は以下のとおりである。
　指針値：午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

(4)　公害苦情の状況

公害種類別苦情件数のうち、大気に係る苦情の件数は、表 3.2.1-7 に示すとおりであり、上尾市では令和 2 年度から大きく減少しており、伊奈町では同程度で推移している。

表 3.2.1-7　苦情の件数（大気）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
上尾市	19	30	24	7	9
伊奈町	－	1	3	1	1

注：上尾市は年度（4 月～翌年 3 月）での集計結果を示し、伊奈町は年（1 月～12 月）での 集計結果を示している。

出典：統計あげお　令和 4 年版（上尾市 HP）
　　統計いな（伊奈町 HP）